

第20回 森林総合利用協議会次第

日 時：令和元年11月18日（月）

午後3時～

場 所：清里の森 森の音楽堂

- 1 開 会
- 2 森林環境部 林務長あいさつ
- 3 委員及び職員の紹介
- 4 座長の選出
- 5 議 事
 - ・県有林の概要等
 - ・県有林の貸付について
継続貸付 2件（キープ協会・山梨赤十字病院）
- 6 閉 会

11月18日(月) 森林総合利用協議会席次

座長

磯田 進 委員○
大村 義之 委員○
木村 靖郎 委員○
佐藤 繁則 委員○
中島 紫穂 委員○

○宮澤 恭子 委員
○望月 幹也 委員
○湯本 光子 委員
○横内 幸枝 委員

報道関係

傍聴席

司会

○金子 技監
○山本 次長
○島田 林務長
○斉藤 県有林課長
○渡辺 県有林課課長補佐

事務局・説明者等
(県有林課 土地管理担当)

森林総合利用協議会設置要綱

(設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

(協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 圏域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

(会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

この要綱は平成29年2月6日から施行する。

この要綱は令和元年11月18日から施行する。

別表

森林総合利用協議会委員名簿

(第9期 任期:令和元年11月18日～令和3年11月17日)

No	氏名	備考
1	磯田 進	元昭和大学 講師
2	大村 義之	山梨県土地家屋調査士会 会長
3	小川 和彦	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
4	鎌田 誠一	(公社)やまなし観光推進機構 理事長
5	亀山 倫世	山梨県弁護士会
6	木村 靖郎	(一社)山梨県林業研究会 理事長(元山梨県林務長)
7	佐藤 繁則	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
8	中島 紫穂	公募委員
9	堀内 富久	山梨県市長会 会長(都留市長)
10	宮澤 恭子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長
11	望月 幹也	山梨県町村会 副会長(身延町長)
12	八巻 力也	山梨県弁護士会
13	湯本 光子	山梨県淡水生物調査会 会長
14	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事

(敬称略:50音順)

森林総合利用協議会 確認事項

(第8回：平成20年4月22日開催)

一部改正 (第17回：平成29年2月6日開催)

第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸付に関する情報については、次のとおり公開することとする。

1 恩賜県有財産賃貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

(1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

(2) 契約期間

(3) 所在地（市町村、字等）

(4) 主な使用区分、施設名

(5) 契約面積

(6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれがあるものについてはこの限りではない。

2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

(1) 調査の目的

(2) 調査の委託先

(3) 委託先の選考方法

(4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

4 貸付契約の情報は原則として契約1件ごとに掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約書ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込のない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2) 使用目的
 - (3) 貸付面積
 - (4) 参考貸付料（年額）
 - (5) 貸付期間
 - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
 - (1) 県ホームページへの掲載
 - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
 - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等
 - 「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」
 - 「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合
 - 面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合
 - 面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
 - なお、電気事業用地のうち、送電線用地については、協議会への報告とする。

県有林の概要等

1 県有林の概要

①県有林の歴史

明治末期、本県に相次いで発生した大水害により、県民は大変苦しい生活を余儀なくされ、この窮地を知った明治天皇は、明治44年3月11日、県下の御料地のほとんどを県の復興に役立てるよう本県に御下賜された。

これが県土の3分の1を占める県有林の基になっており、一般には「恩賜林」の名で呼ばれている。

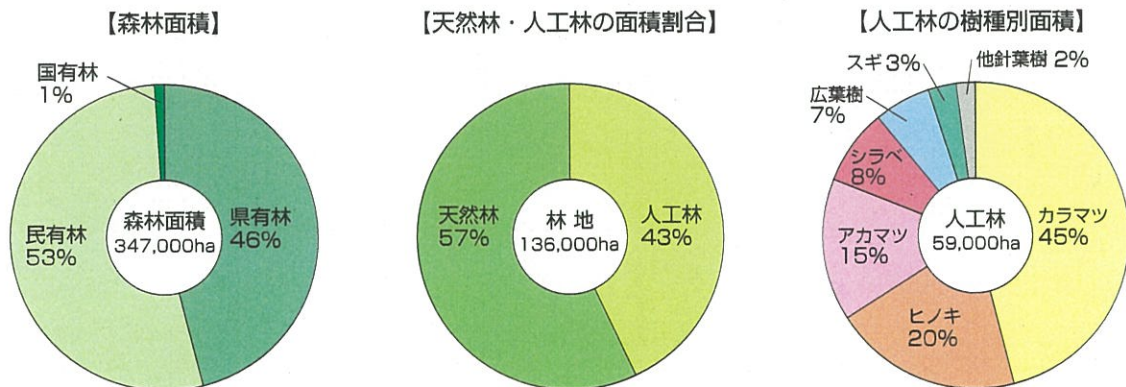
これらの県有林は、「恩賜県有財産管理条例」を定め、模範林として県土の保全と木材生産の二つを柱に特別会計で管理・経営され、今日に至っている。

②県有林の管理方針

県有林の管理は、国土保全その他森林の公益的機能を確保しつつ、森林資源の質的向上及び重要な林産物の持続的な供給を図り、もって県民の福祉を増進することを目的とし、この目的を達成するため、自然環境の保全に配慮しながら、多様な林分の造成を行い、持続可能な森林経営を図ること等の推進に努めることとしている。

③森林の現況

山梨県は県土(446千ha)の78%が森林であり、県有林の面積は158千haで、県土の約35%を占めている。



2 協議会の設置目的、協議事項

①設置目的

県民の多様な要請に応え、県有林の持つ多面的な機能を総合的に発揮させる活用策等について、それぞれの専門分野の方に協議、意見を聴く場として「森林総合利用協議会」を設置。

②協議事項

- (1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- (2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- (3) 圏域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- (4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

③これまでの主な協議内容

- ・森林の総合利用を踏まえた森林整備のあり方
- ・森林文化の森の整備計画
- ・全国植樹祭会場跡地の利用
- ・県有林の利活用方策
- ・「魅力あるやまなしの森林スポット100選」箇所選定
- ・県有林の土地貸付

3 県有林の貸付状況

①貸付件数：932件

②貸付面積及び貸付金額

(1) 使用目的別の面積及び金額

(平成31年3月31日現在)

使用目的	面積(ha)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
植樹用地	4,254	63.7	6,612	0.7
農耕用地	347	5.2	13,269	1.5
電気事業用地	346	5.2	68,134	7.6
道路敷用地	68	1.0	3,225	0.4
水路敷用地	2	0.0	2,059	0.2
建物敷用地	596	8.9	489,367	54.6
牧場用地	355	5.3	13,517	1.5
鉱業用地	—	—	—	—
鉱泉用地	0	0.0	551	0.1
雑用地	718	10.7	299,876	33.4
合計	6,686	100.0	896,610	100.0

(2) 「使用目的」の内容

植樹用地	林業経営（収穫）を目的とした造林地、一部天然林
農耕用地	田畑、果樹園 など
電気事業用地	発電施設、送電線、電柱 など
道路敷用地	国道、県道、市町村道、登山道 など
水路式用地	送水管、導水管、取水口 など
建物敷用地	住宅、商業施設、別荘、学校寮、研究・研修施設、山小屋 など
牧場用地	放牧地、採草地
鉱業用地	鉱山用地及びその附帯地
鉱泉用地	鉱泉口及びその附帯地
雑用地	上記以外（スポーツ施設、駐車場 など）

4 貸付の根拠等

○根拠条例等

恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び恩賜県有財産土地利用条例に貸付及び土地利用の条項。具体的には恩賜県有財産管理条例施行規則第7条で次のように規定。

- ア 林野の境界を整備する必要がある場合
- イ 県の策定する総合開発計画に基づく事業の用に供する場合
- ウ 県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合
- エ 市町村、若しくは土地改良区が行なう土地改良事業又は市町村が行なう農業構造改善事業の用に供する場合
- オ 国又は地方公共団体に於いて、公用又は公共用に供する場合

<協議事項1>

森林総合利用協議会 資料1

賃貸借契約の内容

- 1 借地人 公益財団法人キープ協会
- 2 所在地 北杜市大泉町西井出石堂8240-1
北杜市高根町清里念場原3545-1
- 3 貸付面積 238.011ha
- 4 貸付料 20,798,272円(国有資産等所在市町村交付金相当額を含む)
- 5 当初貸付 昭和12年12月18日
- 6 貸付期間 現契約 平成22年4月1日～令和2年3月31日(10年)
更新 令和2年4月1日～令和12年3月31日(10年)
- 7 使用目的 牧場、建物敷、雑用地等の用地として使用するため

貸付の経緯等

年/月	内 容
昭和11年11月	日本聖徒アンデレ同胞会の設立10周年記念会合でポール・ラッシュ氏が(清泉寮)建設5ヶ年計画案を発表 ※キリスト教精神に基づく「祈祷と奉仕」の実践をもって、社会福祉の増進と世界平和の実現に寄与することを目的とする組織
昭和12年12月	同会指導者訓練キャンプ場＝清泉寮(修養会館、寄宿舎敷)として3000坪(約1ha)を貸付 ※清里と大泉の地名から清泉寮と命名
昭和13年7月	清泉寮完成(宿泊棟、食堂、集会室)
昭和21年3月	日本の食糧自給のため高冷地農業改革を目指した研究会が発足 貸付面積が300町歩(約300ha)になる。
昭和23年6月	農村での文化施設を通し、キリスト教を精神基礎とした生活への指導、推進を目指して幼稚園、診療所、図書館、実業学校、公会堂等の施設建設を含む「清里農村社会施設(コミュニティ・センター)」の建設構想が固まる。
昭和27年3月	清里モデル農村コミュニティを「清里農村センター」に改称、清里教育実験計画(KIYOSATO EDUCATIONAL EXPERIMENT PROJECT)「KEEP」とし、4項目(高冷地での食糧増産、農村の保健改善、信仰の確立、青少年に希望)の推進に着手

昭和 31 年 3 月	財団法人キープ協会設立
昭和 33 年 5 月	(財)キープ協会が目的とする公益事業を行うため、日本聖徒アンデレ同胞会から借地人名義変更
昭和 60 年	八ヶ岳横断道より北側の借地約 55ha を返還
平成 22 年 2 月	第 10 回森林総合利用協議会の開催（継続貸付 キープ協会外）
平成 22 年 4 月	契約更新（期間：H22. 4. 1～H32. 3. 31）面積 239. 0979ha
平成 24 年 3 月	変更契約（牧場用地管理困難のため一部返還）面積 238. 0110ha
平成 24 年 4 月	財団法人キープ協会から公益財団法人キープ協会へ移行
平成 24 年 8 月	変更契約（駐車場とするため牧草用地から雑用地に使用目変更） 面積 238. 0110ha
平成 28 年 7 月	変更契約（新店舗建設のため牧草用地及び雑用地から建物敷用地に使用目変更）面積 238. 0110ha
平成 29 年 10 月	変更契約（駐車場とするため牧草用地から雑用地に使用目変更） 面積 238. 0110ha
令和元年 11 月	契約更新のための継続貸付申請提出

○ 公益財団法人キープ協会について

- 1 設立年月日 昭和31年3月 財団法人キープ協会設立
平成24年4月 公益財団法人キープ協会へ移行
- 2 創設者 ポール・ラッシュ
- 3 所在地 北杜市高根町清里念場原3545
- 4 目的（公益財団法人キープ協会定款第3条）

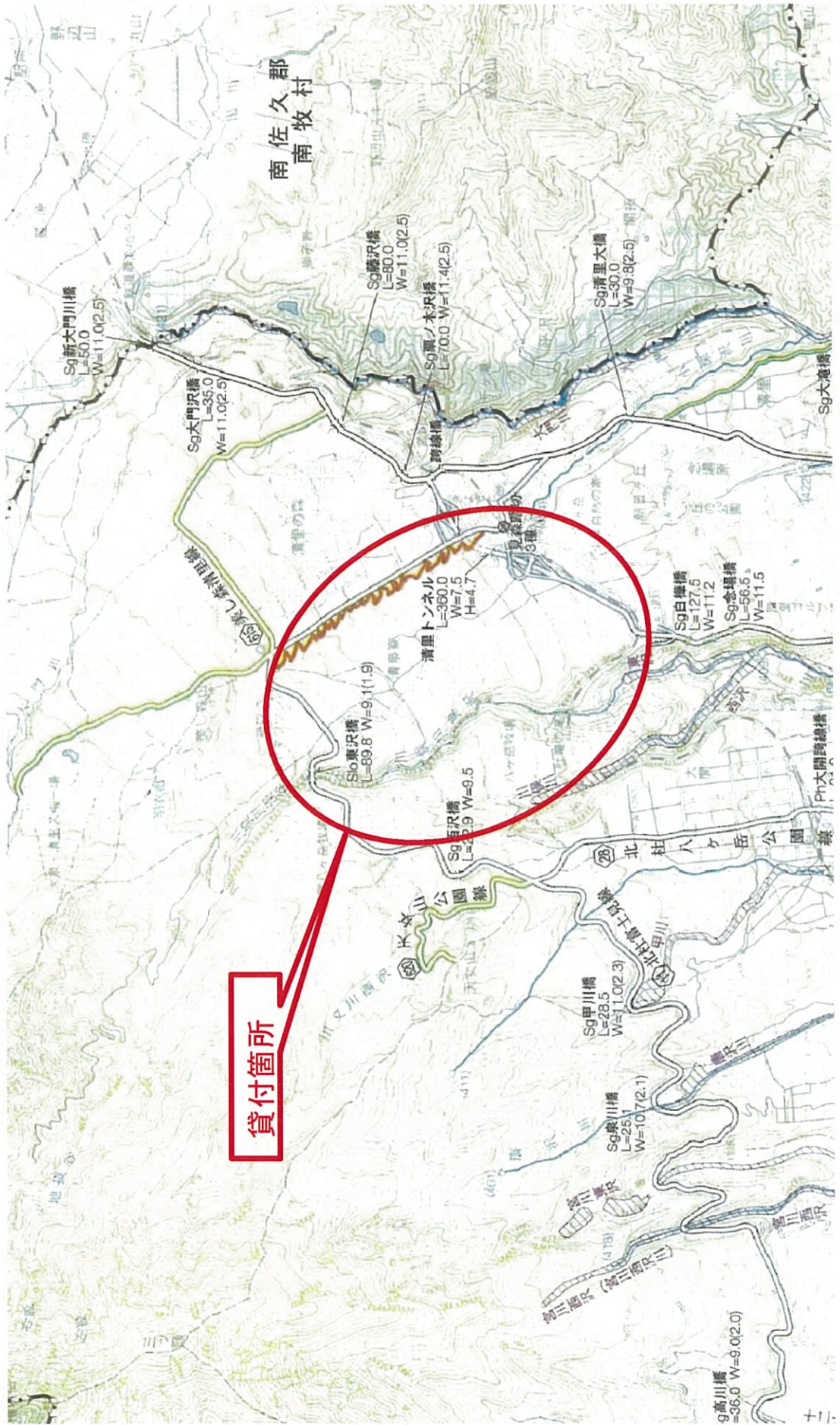
この法人は、キリスト教の精神に基づき、創設者ポール・ラッシュの理想と精神を継承して、環境教育と高冷地農業の実践を通し、青少年教育、国際交流、地域協同を進展させると共に、その活動を支える為、自家製造食品及び地域特産物等の普及・販売を行うことにより、持続可能な未来を志向する健康と学び、交流の場を国内外の青少年、また市民に広く提供し、社会文化の向上と世界平和に寄与することを目的とする。

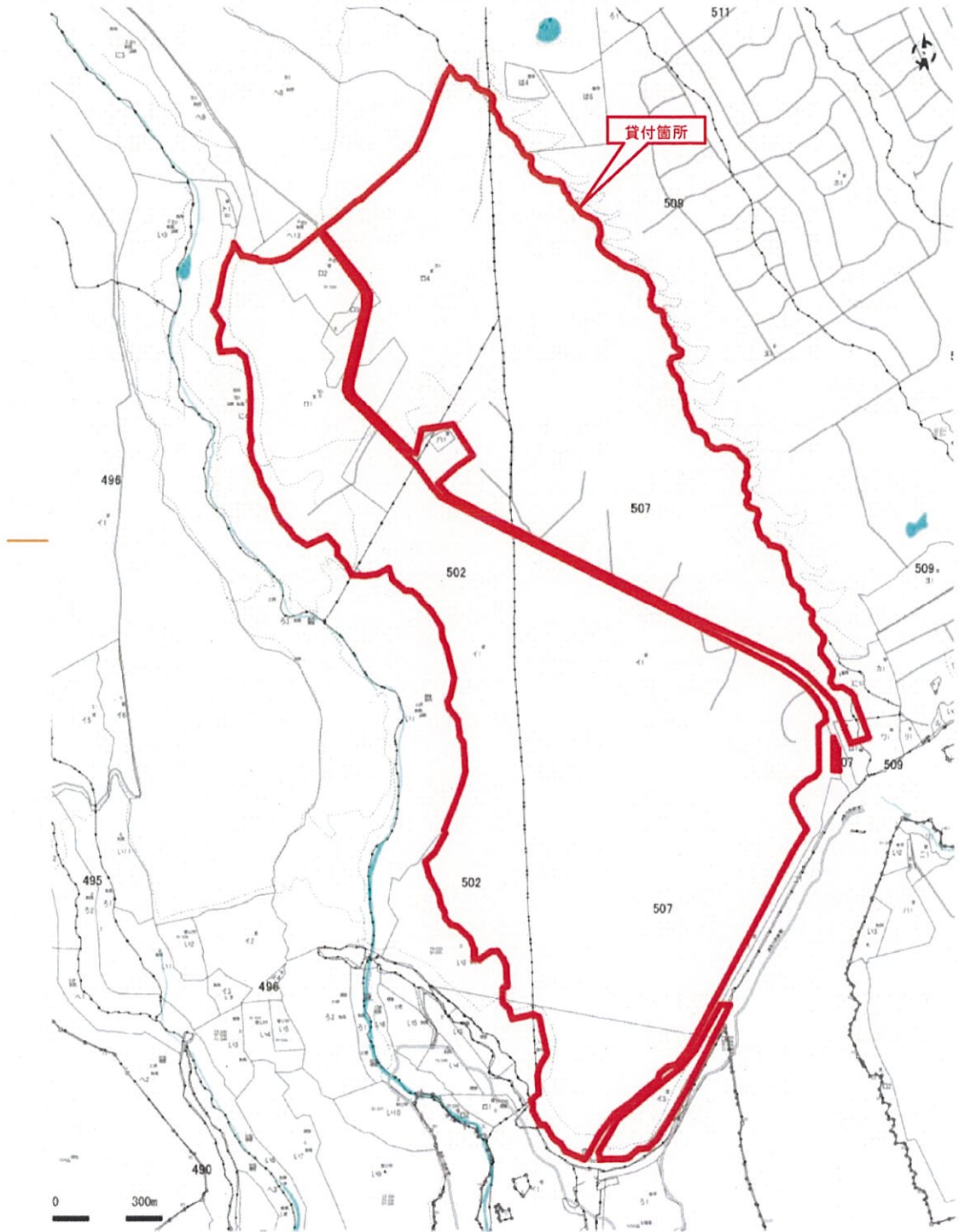
5 事業（公益財団法人キープ協会定款第4条）

この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

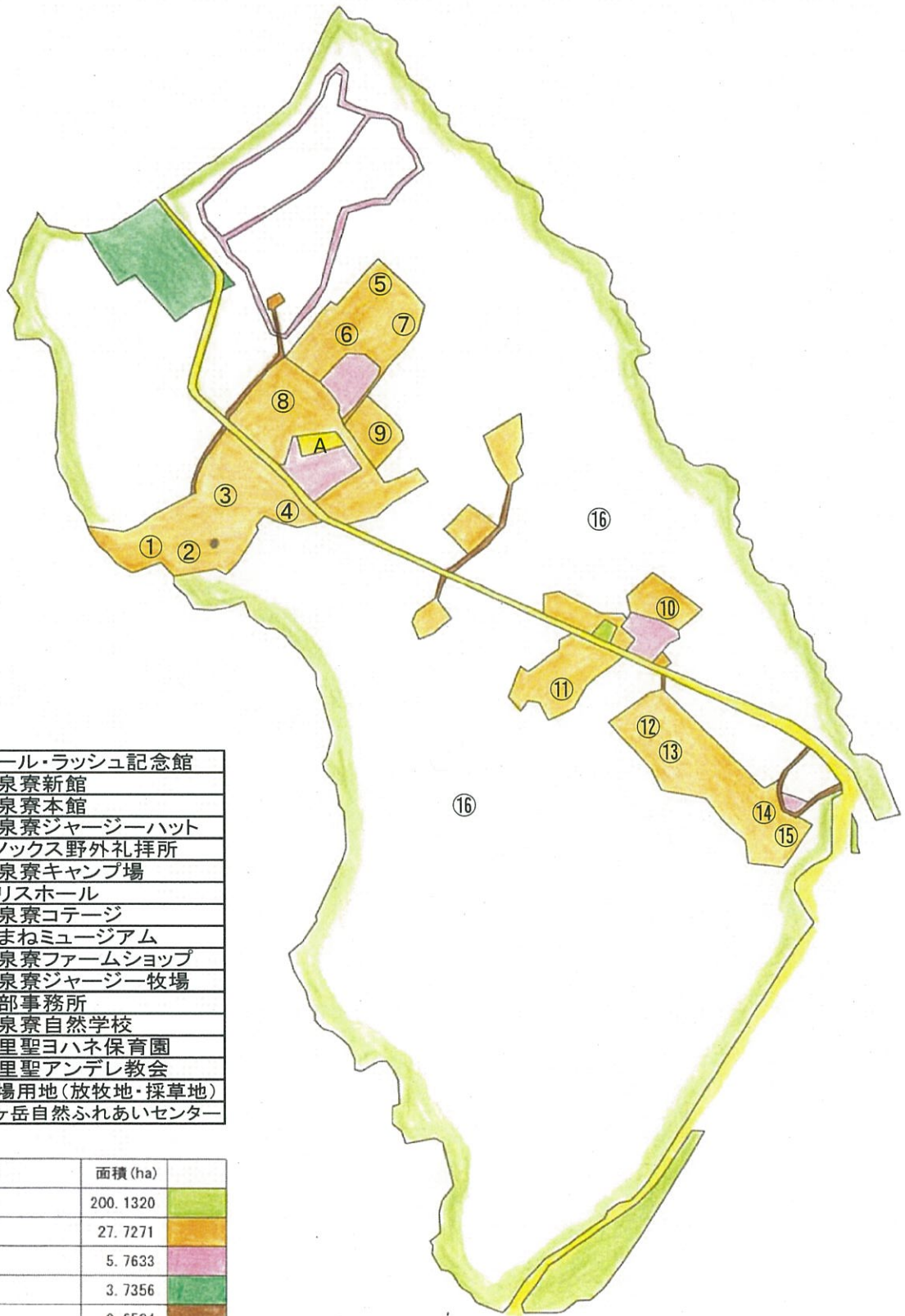
- (1) 環境保全及び環境教育の研究と教育・普及に関する事業
- (2) 高冷地での農業生産及び地域農産物の高付加価値化に関する事業
- (3) 青少年及び家族とそのコミュニティを対象にした、心身の健全な発展や社会奉仕に資するレクリエーション・野外キャンプなどの体験活動、講習・研修活動、合宿活動に関する事業
- (4) 国際親善と開発途上にある海外の地域社会を対象とする支援・交流に関する事業
- (5) 幼児の育成と子育てに関する事業
- (6) 様々な主体との協働による地域社会の活性化とスポーツ振興に関する事業
- (7) 自家製造食品及び地域特産品等の普及・販売
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

牧場用地外 貸付箇所 位置図(キープ協会)









①	ポール・ラッシュ記念館
②	清泉寮新館
③	清泉寮本館
④	清泉寮ジャージーハット
⑤	レノックス野外礼拝所
⑥	清泉寮キャンプ場
⑦	ハリスホール
⑧	清泉寮コテージ
⑨	やまねミュージアム
⑩	清泉寮ファームショップ
⑪	清泉寮ジャージー牧場
⑫	本部事務所
⑬	清泉寮自然学校
⑭	清里聖ヨハネ保育園
⑮	清里聖アンデレ教会
⑯	牧場用地(放牧地・採草地)
A	八ヶ岳自然ふれあいセンター

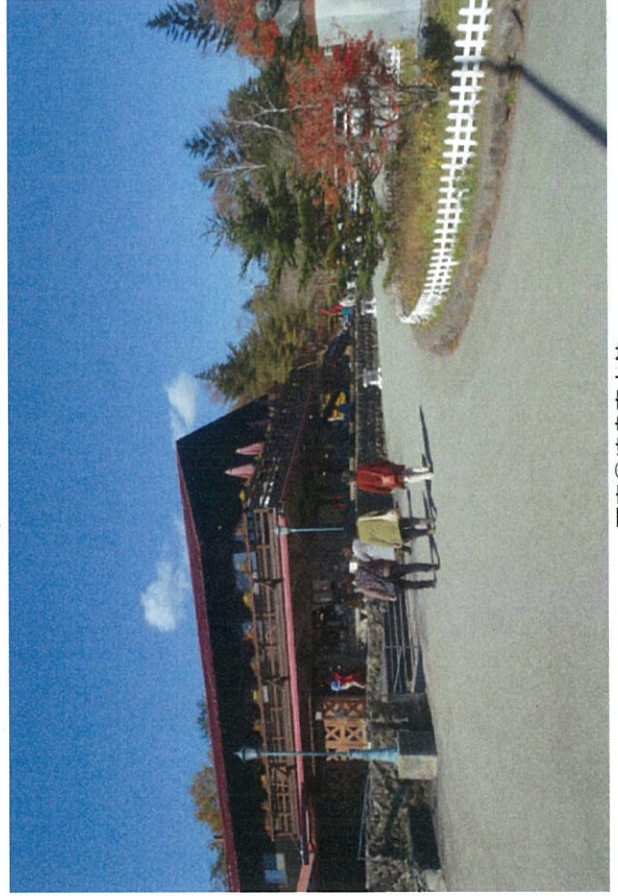
使用目的	面積 (ha)	
牧場用地	200.1320	
建物敷用地	27.7271	
雑用地	5.7633	
植樹用地	3.7356	
道路敷用地	0.6524	
鉱泉用地	0.0006	●
計	238.0110	
別途貸付地等		



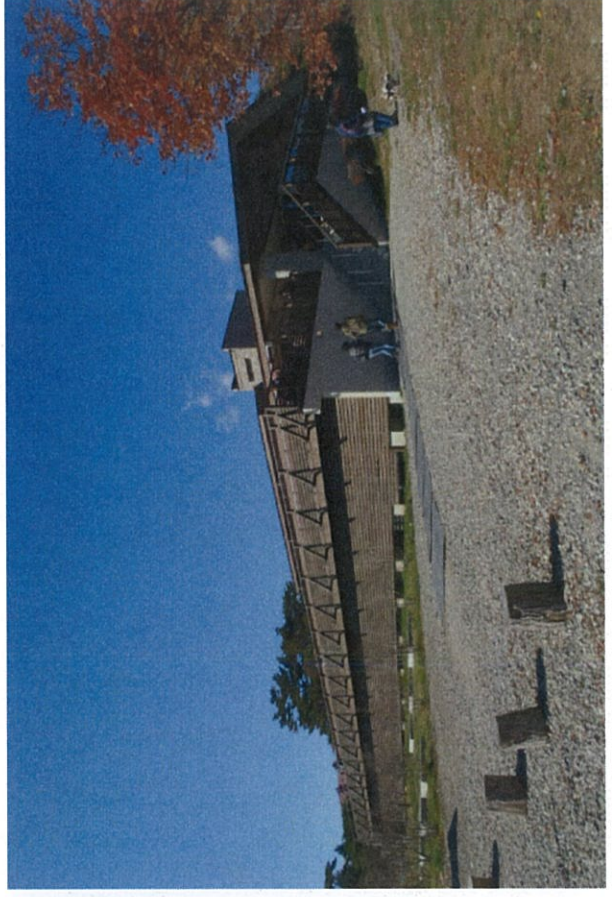
写真①ポール・ラッシュ記念館



写真②清泉寮新館



写真③清泉寮本館



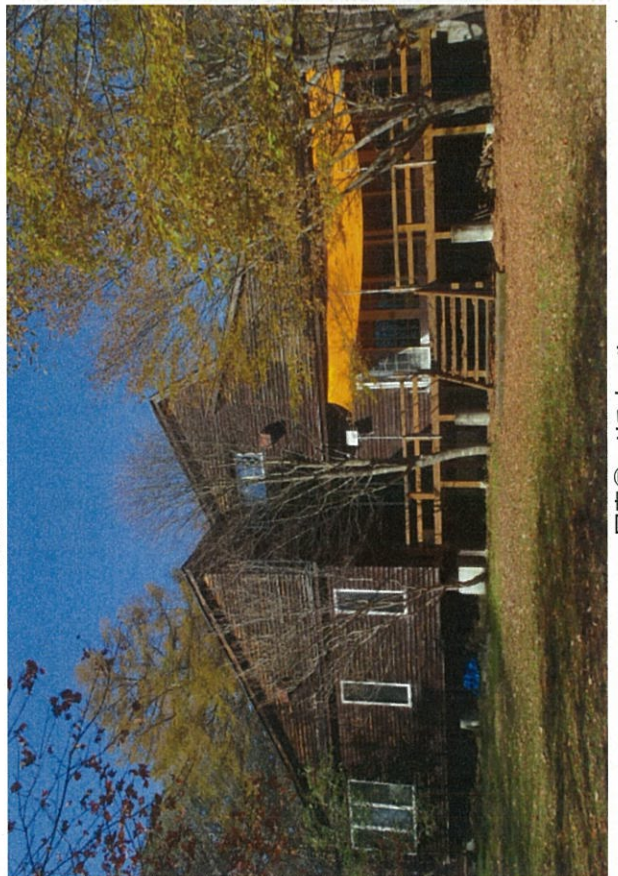
写真④清泉寮ジャージハット



写真⑤レノックス野外礼拝堂



写真⑥清泉寮キャンプ場



写真⑦ハリスホール



写真⑧清泉寮コテージ



写真⑨やまねミュージアム



写真⑩清泉ファームショープ



写真⑪清泉ファーム



写真⑫清泉ファーム



写真⑭事務所本部



写真⑮清泉自然学校



写真⑯清里聖ヨハネ保育園



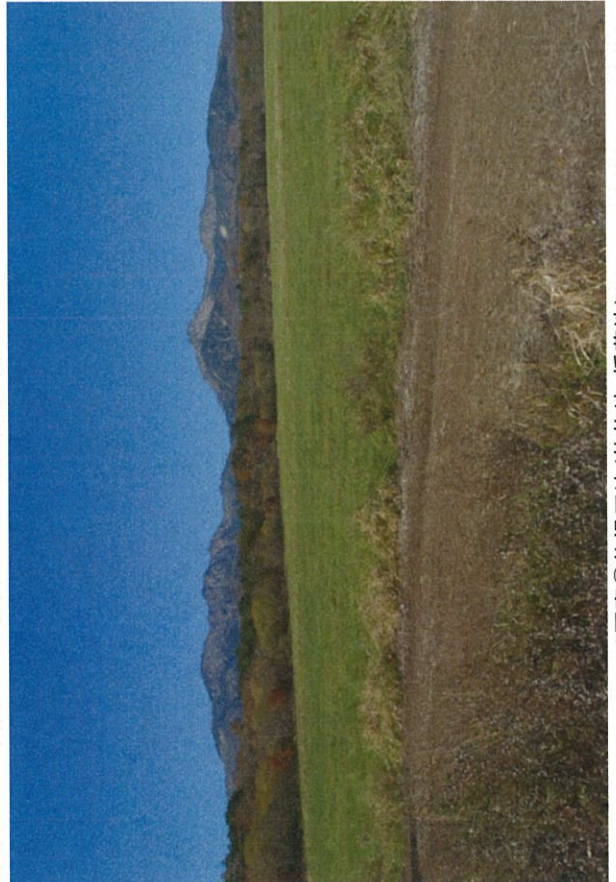
写真⑰清里聖アンデレ協会



写真⑯牧場用地(放牧地・採草地)



写真⑰牧場用地(放牧地・採草地)



写真⑱牧場用地(放牧地・採草地)



写真A八ヶ岳自然ふれあいセンター